

V. 参考資料

1. 不正薬物・銃砲等の大口密輸事犯摘発事例(トップ3)

犯則物件	摘発年月日	税関	数 量	仕出地	事件の概要
覚醒剤	平成11年10月3日	門司 長崎 東京	564.6 kg	北 朝 鮮	警察及び海上保安庁と協力の上、台湾籍漁船が洋上取引を行い、鹿児島県の海岸に陸揚げしたところを摘発。
	平成8年7月11日 平成8年7月16日	横浜	527.7 kg (7/11 249.0kg) (7/16 278.7kg)	中 国	海上コンテナ貨物である水煮竹の子3,360缶の内23缶に隠匿していた覚醒剤約249kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居宅に隠匿していた覚醒剤約279kgを摘発。
	平成10年8月19日	東京	301.5 kg	香 港	商業貨物である大型工作機械35台の支柱及びアーム部分に隠匿していたものを摘発。
	平成5年4月15日	大阪	426.5 kg	カンボジア	海上コンテナ貨物である木製パレット80枚の上段と下段とを繋いでいる柱の中に隠匿していたものを摘発。
大麻草	平成11年6月8日	名古屋	420.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である玉石800袋の内126袋内に、無機セメントで石様に工作隠匿していたものを摘発。
	平成13年2月2日	横浜	393.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である缶ビール800ケースの内103ケースについて、缶の中に隠匿していたものを摘発。
	平成14年12月11日 平成14年12月14日	東京	147.3 kg (12/11 51.6kg) (12/14 95.7kg)	ネ パ ール	航空貨物であるカレンダー1,650枚について表紙を二重工作して隠匿していた大麻樹脂約52kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居宅等に隠匿していた大麻樹脂約96kgを摘発。
大麻樹脂	平成10年10月9日	横浜	96.7 kg	インドネシア	商業貨物である木製家具等127点の内31点の中に分散隠匿していたものを摘発。
	平成16年7月16日	東京	59.5 kg	香 港	海上コンテナ貨物である業務用冷凍庫について、スーツケースに収納した上冷凍庫内に隠匿していたものを摘発。
	平成元年2月4日	東京	20.6 kg	タ イ	航空機旅客の携行大型キャリーバッグを二重工作して隠匿していたものを摘発。
ヘロイン	平成14年12月21日	東京	16.7 kg	ラ オ ス	航空機旅客（オーストラリアへの乗り継ぎ旅客）に対する職務質問において、お茶缶の中に隠匿していたものを摘発。
	昭和63年8月11日	東京	8.0 kg	パキスタン	航空機旅客3名の携帯スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成25年11月19日 平成25年11月21日	横浜	約118 kg	不 明	神奈川県横須賀市及び葉山町の海岸に漂着。
コカイン	平成16年8月25日	名古屋	44.0 kg	コロンビア	冷凍運搬船の船長託送品である空ボンベ内に隠匿していたものを摘発。
	平成2年5月15日	東京 横浜	33.4 kg	コロンビア	貨物船の機関室ダクト内に隠匿していたものを摘発。
	平成18年9月19日	東京	14.9 kg	ト ル コ	航空機旅客の携行スーツケース上下蓋部分を二重工作して隠匿していたものを摘発。
あへん	平成10年2月4日	大阪	8.8 kg	不 明	ロシア籍船舶から陸揚げされたボストンバッグ内に隠匿していたものを摘発。
	平成4年8月10日 平成4年8月18日	東京	8.7 kg (8/10 2.7kg) (8/18 6.0kg)	イ ン ド	航空機旅客の携行スーツケースの二重底部分に隠匿していたものを摘発するとともに、さらに同旅客が所持していた鍵の調査により、コインロッカー内に隠匿していたものを摘発。
	平成19年8月1日	大阪	688,000 錠	カ ナ ダ	海上貨物コンテナ貨物である製材について、内部をくり貫いて隠匿していたものを摘発。
MDMA	平成19年10月20日	門司	146,760 錠	オ ラ ン ダ	航空貨物であるスパイラルミキサー（らせん状攪拌機）について、内部に隠匿していたものを摘発。
	平成20年4月3日	東京	90,537 錠	オ ラ ン ダ	航空機旅客3名それぞれの携行スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成6年9月12日	東京	41,795 錠	タ イ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアゾラム）
向精神薬	平成6年12月23日	東京	22,402 錠	タ イ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアゾラム、フルニトラゼパム）
	平成9年5月16日	門司	20,003 錠	中 国	航空小包郵便物内に隠匿していたものを摘発。（成分：アンフェエブラモン）
	昭和59年4月11日	東京	301 丁 (実包5,564個)	フィリピン	孔雀型籐製椅子を収納していたコンテナの左右奥隅の鉄板を溶接した空洞の中等に隠匿していたものを摘発。
銃 砲	昭和60年12月4日	名古屋	104 丁 (実包1,787個)	フィリピン	籐製品を収納していたコンテナの前部壁面のベニヤ板後側に隠匿していたものを摘発。
	平成12年9月22日	沖縄	86 丁 (実包1,107個)	フィリピン	石垣島沖合いを航行中のヨットから海上投棄されたものを海上保安庁が摘発。

（注）本表は、税関が摘発した事件及び警察等他機関が摘発した事件で税関が関与した事件に係る押収量のトップ3を記載。

2. 最近の密輸事犯の摘発実績

(1) 不正薬物

① 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別 \ 年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸	173	152	175	130	135	104%	35%
国際郵便物を利用した密輸	185	110	102	130	204	157%	53%
商業貨物等を利用した密輸	32	27	41	33	30	91%	8%
航空貨物等	24	20	37	25	26	104%	7%
海上貨物等	8	7	4	8	4	50%	1%
船員等による密輸	12	7	8	15	13	87%	3%
合 計	402	296	326	308	382	124%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。

(注2) 商業貨物等には、別送品を含む。

② 覚醒剤

イ. 密輸形態別摘発実績

(上段:件、下段:kg)

形態別 \ 年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸	117 152	119 235	141 232	84 204	104 304	124% 149%	68% 35%
国際郵便物を利用した密輸	29 25	19 20	18 30	31 35	21 7	68% 19%	14% 1%
商業貨物等を利用した密輸	13 25	11 59	22 128	18 236	19 539	106% 229%	12% 63%
船員等による密輸	5 131	3 8	4 11	8 8	10 10	125% 130%	6% 1%
合 計	164 333	152 322	185 402	141 482	154 859	109% 178%	100% 100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

ロ. 主な密輸ルート(仕出地別摘発実績)

(上段:件、下段:kg)

仕出地	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	構成比	合計
中国(香港・マカオを含む)		62	23	30	28	38	25%	181
		88	30	44	73	62	7%	298
	中国	35	14	10	14	26	17%	99
		36	12	15	10	43	5%	117
	香港	26	9	20	12	11	7%	78
		51	18	30	63	16	2%	178
台湾		13	27	4	2	1	1%	47
		18	39	5	0	1	0%	63
アジア		40	21	22	12	28	18%	123
		31	31	45	14	129	15%	249
	インド	-	-	1	3	19	12%	23
		-	-	0	10	114	13%	123
	バングラディッシュ	-	-	-	1	3	2%	4
		-	-	-	0	8	1%	8
	マレーシア	13	9	6	-	2	1%	30
		15	18	7	-	4	0%	44
	タイ	12	7	8	3	2	1%	32
		6	8	31	3	1	0%	48
	フィリピン	10	2	3	4	1	1%	20
		0	0	4	1	0	0%	5
中東		11	16	12	6	6	4%	51
		12	26	80	48	12	1%	177
	トルコ	4	5	5	2	5	3%	21
		8	11	8	1	10	1%	37
	アラブ首長国連邦	2	8	7	2	1	1%	20
		1	14	72	3	2	0%	92
アフリカ		15	43	44	31	21	14%	154
		25	144	84	89	90	10%	431
	ウガンダ	1	1	-	2	5	3%	9
		2	2	-	10	44	5%	57
	南アフリカ	6	5	8	3	5	3%	27
		10	32	15	16	20	2%	93
	ケニア	1	-	2	14	4	3%	21
		1	-	4	47	8	1%	60
	ナイジェリア	4	15	7	3	2	1%	31
		8	31	8	3	8	1%	58
	ベナン	-	9	6	2	1	1%	18
		-	44	14	4	3	0%	65
欧州		5	6	39	23	9	6%	82
		11	6	82	157	13	2%	269
	ドイツ	-	-	5	5	3	2%	13
		-	-	10	15	6	1%	31
	イギリス	-	4	9	3	2	1%	18
		-	4	18	1	2	0%	26
	オランダ	1	-	5	5	2	1%	13
		0	-	8	121	2	0%	131
	フランス	-	-	10	2	1	1%	13
		-	-	18	3	2	0%	23
	ギリシャ	-	-	-	-	1	1%	1
		-	-	-	-	1	0%	1
北米		7	5	12	10	17	11%	51
		14	12	40	30	36	4%	131
	米国	4	1	6	8	12	8%	31
		2	0	16	22	12	1%	52
	カナダ	3	4	6	2	5	3%	20
		12	12	24	8	23	3%	79
中南米		10	11	22	26	26	17%	95
		15	34	22	72	516	60%	658
	メキシコ	10	7	20	24	26	17%	87
		15	22	19	69	516	60%	641
その他		1	-	-	3	8	5%	12
		120	-	-	0	1	0%	120
合 計		164	152	185	141	154	100%	796
		333	322	402	482	859	100%	2,398

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

③大麻

イ. 密輸形態別摘発実績

(上段:件、下段:kg)

形態別	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸		30	16	19	31	19	61%	29%
		20	5	0	63	1	1%	5%
国際郵便物を利用した密輸		65	28	35	34	40	118%	61%
		27	2	9	12	10	86%	81%
商業貨物等を利用した密輸		9	11	14	11	5	45%	8%
		5	19	47	58	2	3%	14%
船員等による密輸		7	4	3	6	2	33%	3%
		0	0	0	0	0	158%	0%
合 計		111	59	71	82	66	80%	100%
		52	27	57	132	13	10%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

ロ. 大麻草の主な密輸ルート(仕出地別摘発実績)

(上段:件、下段:kg)

仕出地	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	構成比	合計
中国(香港・マカオを含む)		4	2	1	3	1	2%	11
		0	0	1	0	0	0%	1
アジア		10	8	11	6	10	19%	45
		2	0	1	0	0	2%	3
タイ		4	4	8	1	4	8%	21
		2	0	1	0	0	2%	3
アフリカ		5	2	1	2	1	2%	11
		10	0	0	0	0	0%	11
欧州		10	10	16	13	11	21%	60
		4	1	1	0	0	2%	6
ドイツ		-	1	-	-	4	8%	5
		-	1	-	-	0	1%	1
北米		46	19	25	29	22	42%	141
		23	1	3	103	12	96%	142
米国		20	18	24	22	22	42%	106
		5	1	3	103	12	96%	124
中南米		3	1	-	2	4	8%	10
		0	0	-	0	0	0%	0
その他		9	3	3	3	3	6%	21
		0	0	0	0	0	0%	0
合 計		87	45	57	58	52	100%	299
		40	2	6	104	12	100%	164

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

ハ. 大麻樹脂の主な密輸ルート(仕出地別摘発実績)

(上段:件、下段:kg)

仕出地	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	構成比	合計
中国(香港・マカオを含む)		-	-	-	4	1	7%	5
		-	-	-	1	0	61%	1
アジア		13	5	9	9	3	21%	39
		12	8	51	28	0	1%	98
中東		-	1	-	-	-	-	1
		-	12	-	-	-	-	12
アフリカ		-	-	1	1	-	-	2
		-	-	0	0	-	-	0
欧州		8	7	1	10	7	50%	33
		0	5	0	0	0	32%	5
北米		2	1	3	-	3	21%	9
		0	0	0	-	0	6%	0
米国		2	1	3	-	3	21%	9
		0	0	0	-	0	6%	0
中南米		-	-	-	-	-	-	0
		-	-	-	-	-	-	0
その他		1	-	-	-	-	-	1
		0	-	-	-	-	-	0
合 計		24	14	14	24	14	100%	90
		12	25	51	29	1	100%	117

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

3. 不正薬物・銃砲の種類

(1) 不正薬物の種類

① 不正薬物は、覚せい剤取締法に規定する覚醒剤、大麻取締法に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法に規定するヘロイン・コカイン・MDMA・LSD・向精神薬等、あへん法に規定するあへんに分類される。薬理作用の面からは、覚醒剤、コカイン及びMDMAが興奮作用型、大麻及びLSDが幻覚作用型、ヘロイン及びあへんが鎮静作用型として分類されている。向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品を含む）の総称であり、乱用されるおそれがあること等から規制されているものである。

② これら不正薬物を継続使用した場合には、その種類により強弱はあるものの、次のような症状をもたらす。

(イ) 耐性：薬物を継続使用するに従い、身体が不正薬物に慣れてくるため、1回の使用量を増加しなければ不正薬物の効果が生じないこと。

(ロ) 逆耐性：耐性とは逆に、不正薬物を継続使用するに従い、不正薬物に対する過剰反応が生じ、少量の使用であっても過敏な精神的症状を発現すること。

(ハ) 依存性：不正薬物の乱用者が、不正薬物を使用しなければ精神的又は肉体的に耐えきれない状態に陥ること。この依存性が生じた結果、不正薬物の効果が切れた際に現れる症状を禁断症状という。

(ニ) フラッシュバック：不正薬物の乱用者が長期間にわたってその使用を中断した後であっても、一時的な不正薬物の再使用や酒酔い等を契機として乱用時の精神状態（幻覚や肉体的苦痛等）が発現すること。

③ 不正薬物の乱用方法として、次の方法がある。

(イ) 経口摂取：不正薬物を経口で服用し、胃や腸から吸収させる方法。

(ロ) 皮下注射：不正薬物の水溶液を皮下組織に注射し、毛細血管から吸収させる方法。

(ハ) 吸入・吸煙：不正薬物を直接鼻から吸入し、又は、不正薬物を燃焼させ、口あるいは鼻から吸煙して、肺を通じ血中に吸収させる方法。

(ニ) 静脈内注射：不正薬物を静脈に注射し、血中に吸収させる方法。

主な不正薬物の製造方法・薬理作用等

	種類	製造方法等	薬理作用・中毒症状・禁断症状等
覚 醒 剤	メタンフェタミン アンフェタミン	麻黄等 ↓ エフェドリン ↓ メタンフェタミン 化学薬品 ↓ フェニルアセトン ↓ アンフェタミン	強い興奮作用を有し、気分発揚・爽快感・多弁などがみられるが、多量では急性錯乱状態など急性中毒症状が現れ、効果が切れると強い脱力・疲労・不快感等に陥る。急速に耐性(同じ効果を得るために薬物を増量しなければならなくなる事。)を生じ、反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、医療目的にはナルコレプシー(日中等に突然、短時間眠り込んでしまう症状)・各種の昏睡等の改善等の用途がある。 〔主な用法:注射、吸煙、経口〕
	乾燥大麻 大麻樹脂 液体大麻	大麻草(主成分:テトラヒドロカンナビノール[THC]) 乾燥大麻:葉や花穂を乾燥したもの 大麻樹脂:樹液を固めたもの 液体大麻:葉又は大麻樹脂から抽出した液状又はオイル状のもの	幻覚作用を有し、気分・情動・感覚・知覚などに変化をきたす。多量では急性中毒状態をきたし、しばしば幻覚・妄想などを伴う。中毒によってひどい禁断症状はみられないが、長期連用により幻覚・妄想・意識変容等の精神病症状の発現がみられる。 〔主な用法:吸煙〕
麻 薬 類	あへん モルヒネ ヘロイン	けし ↓ あへん ↓ モルヒネ ↓ ヘロイン	あへん・モルヒネ・ヘロインについては、作用の強弱等に違いはあっても、本質的な作用はあへんの主成分であるモルヒネの作用と異なるものではない。(ヘロインはモルヒネを化学的にアセチル化したものであり、即効性で作用も強い。) これらは抑制作用を有し、少量では鎮痛効果を現し、過量では急性中毒状態(呼吸抑制・昏睡等)をきたす。精神的には苦痛感が薄らぎ、心配や不安が消え陶酔感が生じる。反復使用により、身体的依存や耐性を生じるため、中断によって激しい禁断症状の発現がみられる。 なお、医療目的には癌等における疼痛緩和等の用途がある。 〔主な用法:あへんー吸煙、モルヒネ・ヘロインー注射〕
	コカイン	コカ葉から抽出し、精製を行ったもの コカ葉 → コカペースト → コカイン	覚醒剤と類似の興奮作用を有し、効果が切れると落ち込んだ状態になる。反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、覚醒剤と異なるのは、手足・局部を麻痺させる作用があることであり、医療目的には、局所麻酔の用途がある。 〔主な用法:鼻からの吸引〕
	MDMA (通称:エクスタシー) MDA (通称:ラフトラック)	覚醒剤と似た化学式を有し、化学薬品から合成される MDMA:化学名「N・α-ジメチル-三・四-(メチレンジ)オキシフェニルアミン」の別名 MDA:化学名「α-メチル-三・四-(メチレンジ)オキシ-フェニルアミン」の別名	MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、これらは覚醒剤と類似の興奮作用を有し、視覚、聴覚を変化させる作用がある。情動面では陽気になる反面、不安や不眠に陥る場合もある。また、乱用により肝腎障害や記憶障害をおこし錯乱状態に陥ることがある。 〔主な用法:経口〕
	LSD	ライ麦に寄生する 麦角菌 → 麦角アルカロイド ↓ リゼルギン酸 → LSD LSD:化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド」の別名。	強い幻覚作用を有し、主として知覚、ことに視覚領域を主とする多彩な幻覚をきたす。情動面では、陶酔感や陽気な気分から逆に不安な抑うつをきたすことがある。乱用により脳障害をおこし、精神病症状が残ったり、自殺傾向を生じる場合がある。 〔主な用法:舌の上に置き、舐める〕
	マジックマッシュルーム (サイロシン又はサイロシピンを含有するきのこ)	〔国内種で含有が判明しているもの〕 ヒカゲシビレタケ、ミナシシビレタケ、アイセンボンタケ、ヤブシビレタケ、オオシビレタケ、アイゾメシバフタケ、シビレタケ、アイゾメヒカゲタケ、ワライタケ、ヒカゲタケ、センボンサイギョウガサ 〔海外種で含有が判明しているもの〕 Psilocybe subcubensis Guzman, Psilocybe tampanensis Guzman et Pollock	LSDと類似の幻覚作用を有し、精神依存性を有する。人に奇妙な気分・陶酔・思考困難・不安・幻視を含む幻覚・身体感覚変化・時間感覚変化等の精神変容作用を発現し、身体的には散瞳・体温上昇・脈拍過多・呼吸量上昇等をもたらす。乱用ないし中毒により、情動面の変化が激しくなり、凶暴化・攻撃行動・殺人・自殺を試みることがある。また、精神分裂病様作用が見られる。 〔主な用法:経口〕
向 精 神 薬	メチルフェニデート ピプトラロール ペモリン	興奮作用を有し、ナルコレプシー等への医療用途がある。	向精神薬は医療上広く使用されているが、医師等の監督のもとを離れて長期に濫用すると、やがて自ら使用を止めることが困難な状態となる。このような状態になると、怒りやすくなる・感情が不安定になる等の症状がみられ、中断により幻覚・妄想等が発現する。 なお、向精神薬は各種の医療目的に用いられており、左のようなものがある。 〔主な用法:経口〕
	ブプレニウム ペンタゾシン レフェタミン	鎮痛作用を有し、術後や各種癌における疼痛緩和等の医療用途がある。	
	トリアゾラム ニトラゼパム等	催眠鎮静作用を有し、不眠症・麻酔前投薬等の医療用途がある。	
	ジアゼパム アルプラゾラム等	精神安定作用を有し、神経症等における不安・緊張等の緩和の医療用途がある。	
	フェノバルビタール等	抗てんかん作用を有し、てんかんの痙攣発作等への医療用途がある。	

(2) 銃砲の種類

① 銃砲の種類は、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）等に分類され、拳銃については、その形式上から、回転弾倉式（固定弾倉式、元折式、固定式）、自動装てん式等に分類される。

② 銃砲は、以下の種類に分類される。

(イ) 拳銃：肩付けをせず、片手で保持して照準、発射できる形態を有し、人の殺傷に適するように製造されたもの。

(ロ) 小銃：1人で携帯して両手で保持し、肩付けをして照準、発射できる形態のもので、銃腔に腔旋（ライフル）が切っており、主として歩兵の戦闘に適するように製造されたもの。通常、着剣装置、遠距離射撃用の照尺、頑丈な銃床を有する。

(ハ) 機関銃：引き金を引いている間は、自動的に連続して弾丸を発射し得る機能を有し、短時間に多数の弾丸を発射し、戦闘に適するように製造されたもので、口径が20mm未満のもの。

(ニ) 砲：口径が20mm以上のもので、武器等製造法上、口径により、小口径砲（20mm以上40mm以下）、中口径砲（40mmを超え90mm未満）、大口径砲（90mm以上）、迫撃砲に区分され、使用目的により、高射砲、対戦車砲等に区分される。

(ホ) 猟銃：狩猟及び標的射撃に適するように製造された散弾銃、ライフル銃をいい、製造上の意図、銃の機能、その他の事情により小銃と区分される。

(ヘ) その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲：

拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃には該当しないが、人畜を殺傷するに足る威力を持って、金属性弾丸を発射し得る機能を有する装薬銃砲すべてを含む。

(ト) 空気銃：スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス銃等、圧縮空気又は圧縮炭酸ガス等の膨張力により金属性弾丸を発射させるもの。

③ 銃砲の要件は、次のとおりである。

(イ) 金属性弾丸を発射する機能を有すること。

- ・ 「金属性弾丸」とは、金属的性格を有するものであればよい。非金属性の物質であっても、金属と同程度の硬度、重量、衝撃力を有するものであれば足りる。

- ・ 「発射する機能を有する」とは、現状のままで金属性弾丸を発射することができるものはもちろん、「故障のため一時銃砲としての機能に障害があっても、通常の手入れ又は修理を施せば、その機能を回復することができるもの」あるいは「その目的をもって製造されたものでなくとも、小許の加工又は改造により金属性弾丸を発射できるようになるもの」を包含する。
 - ・ 装薬又は圧縮空気（圧縮ガス）を用いるものであること。
- （ロ）人畜を殺傷することができる能力を有すること。

拳銃の形式上の種類

回 転 弾 倉 式 （ リ ボ ル バ ー ）	銃身後方の枠型銃床に取付けた円筒型弾倉が撃鉄を起こすたびに弾倉回転子の作用で1コマずつ回転して弾倉の薬室を1つずつ順に銃身と一致して装てん実包を発射する構造で、機構上の特徴から3つに分けられる。 ○固定弾倉式（ソリッド・フレーム） 固定枠型銃床に固定棒で弾倉を取付けた型式のもの。 （初期の銃に多く見られる。現在では安物銃に採用されている。） ○元折式（ヒンジ・フレーム） ○固定式（スイング・アウト・シリンダー） 固定枠型銃床から弾倉がクレーン式の構造で左側へ振り出すことができるもの。 （固定式拳銃の大部分がこの型式である。）
自 動 式 （ オ ー ト マ チ ッ ク ）	機関銃のように連続発射される構造の完全自動式でなく、弾倉内の実包が引金を引く都度発射され、そのとき発生するガス圧の反動を利用して遊底（銃身）を後退させて排きょうし、同時に次弾を装てんするという一連の動作を行う拳銃のことで「自動装てん銃」又は「半自動式」ともいわれる。

本冊子に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

〒100-8940

東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省関税局調査課総括係

- ・ 代表 03(3581)4111 (内) 2512
- ・ 直通 03(3581)4158